関税・税関を巡る国際的な動きについて

経済連携の強化を巡る動き

関税局調査課課長補佐
米山　徹明

1．自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）

自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）とは、2以上の国（又は地域）で物品及びサービスの貿易を自由化するために締結される協定である。多角的貿易体制の基本的なルールを定めるGATT第24条はFTAの要件として、

① 構成国間の実質上全ての貿易について関税等を廃止すること

② 域外国に対する関税を引き上げないこと

等を定めている。

なお、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）とは、FTAの要素に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めた包括的な協定であり、我が国が取組んでいる協定は全て経済連携協定である。

図：自由貿易協定と経済連携協定のイメージ図

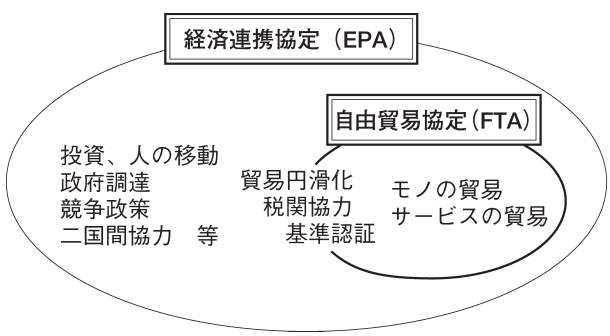

2．経緯

1990年代以降、開発途上国を中心にWTO加盟国数が増加し、かつ交渉内容が多様化・複雑化してWTO加盟国間の合意形成が難しくなってきたこと等を背景に、FTA／EPAを積極的に締結する国・地域が増えてきた。また、東アジア地域においては、それまでFTA／EPAの締結はあまり活発的でなかったが、中国・ASEAN経済連携協定交渉や韓国・ASEAN経済連携協定交渉が開始される等、FTA／EPAの形成に向けた動きが俄かに活発化することになった。この様に世界中でFTA／EPAが増加している要因としては、①WTO交渉に比べて機動的、迅速に交渉が行える、②高度な自由化が達成できる、③WTO体制でカバーしていない分野（人の移動や投資、二国間協力等）も対象とできる、といった点が考えられる。

我が国は戦後一貫してGATT・WTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化を対外経済政策の基本としてきた。しかし、世界中でFTA／EPAが展開されるようになる中、我が国としても、FTA／EPAはWTOを中心とする多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進

する等の観点から重要であるとの認識の下、FTA／EPA に積極的に取り組むこととなった。2002年１月には我が国として初めての FTA／EPA である日シンガポール経済連携協定に署名し（発効は2002年11月）、昨年９月には日メキシコ経済連携協定に署名している（発効は本年４月１日）。

３．政府としての今後の基本方針

経済連携に係る包括的な取組みを政府全体としての緊密な連絡・調整の下に進めることを目的とする「経済連携促進関係閣僚会議」が随時開催されている。2004年12月21日に開催された同会議においては、今後の FTA／EPA 交渉相手国・地域を決定するに当たっての考え方等が整理され、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」としてとりまとめられた。今後は、この基本方針に基づき経済連携を推進していくこととなる。

㈱　今後の経済連携協定の推進についての基本方針のポイント

１．経済連携協定は、WTO を補完するものとして、我が国の対外的関係の発展及び経済的利益の確保に寄与し、構造改革の推進にも資するものである。

２．引き続き東アジアを中心とした経済連携の推進が我が国の基本的方針である。

３．進行中の交渉以外の国・地域とも交渉を進めていく。

４．相手国・地域の決定にあたっては、経済上・外交上の視点等を総合的に勘案する。

５．その際には、自由貿易協定以外の手段についても検討する。

６．交渉には作業の効率化や体制整備も検討する。

（詳細については首相官邸ホームページ（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizairenkei/kettei/041221kettei.html）参照）

４．FTA／EPA に対する財務省としての取組み

FTA／EPA の対象となる分野は、物品やサービスの貿易だけでなく、投資、人の移動、知的財産権、政府調達、二国間協力等多岐にわたっている。財務省としては関税制度・税関行政を所管する等の立場から、貿易の自由化のみならず、協定に基づく関税率及び原産地（証明書）の確認体制の整備（注１）や税関間の協力、税関手続の簡素化・国際的調和を含む貿易円滑化の推進（注２）も重要であるとの考えの下、FTA／EPA 交渉に積極的に参加し、その実現に努力している。

また、FTA／EPA 交渉を現在行っている、あるいは今後交渉が見込まれる東アジア諸国を主たる対象に、当該国による経済連携協定の円滑な実施ないし協定締結交渉の準備に資することを念頭においた税関分野における包括的な技術協力も継続的に実施していくこととしている。

（注１）　税関における関税率及び原産地（証明書）の確認体制

経済連携協定における関税譲許は基本的には各経済連携協定に規定される「原産地規則」を満たす両締約国における「原産品」のみが対象となる。したがって、税関が、提出された輸入申告書及び原産地証明書等に基づいて関税率、原産地等の審査・検査を行い、必要に応じて輸出国に対し原産品であることを確認するための照会等を実施できるよう協定に規定することにより、適正な通関の確保を図ることとしている。

（注２）　貿易円滑化に向けた税関協力

税関手続の簡素化・調和のための税関間協力、さらには不正薬物、銃砲等の密輸入や知的財産権侵害物品の水際での取締りのための情報交換についての規定を経済連携協定に盛り込むことにより貿易円滑化を図っている。

５．各国・地域との取組みの状況

⑴　フィリピン

2002年５月の首脳会談を契機に同年８月から行われた日フィリピン経済連携協定のための「作業部会」及び「合同調整チーム」における議論と成果を基礎として、2003年12月の日 ASEAN 特別首脳会議の際に、合同調整チームの作業状況を日フィリピン両国首脳に報告し、交渉開始が合意されたのを受け、2004年２月４日に交渉を開始した。

以後、累次の交渉会合を精力的に開催した結果、同年11月29日、日 ASEAN 首脳会議の際に開催された日フィリピン首脳会談において、日フィリピン経済連携協定の主要点について大筋合意に達したことを確認した。現在、協定を完成させるため、協定の条文交渉等の事務レベルの作業を行っているところである。

⑵　マレーシア

2002年12月の首脳会談を契機に2003年５月から行われた日マレーシア経済連携に関する「作業部会」及び「産学官共同研究会」における議論と成果を基礎として、2003年12月の日 ASEAN 特別首脳会議の際に、産学官共同研究会の作業状況を両国首脳に報告し、交渉開始に合意し、これを踏まえ、2004年１月に交渉を開始し、現在交渉中である。

マレーシア側は人材育成、情報技術等における協力に関心があり、日本側は高関税品目（自動車・自動車部品、鉄鋼等）の関税撤廃や投資ルールの策定に関心がある。

⑶　タイ

2002年４月の首脳会談を契機に同年９月から行われた「作業部会」及び「日タイ経済連携協定タスクフォース（産学官で構成）」における議論と成果を基礎として、2003年12月の日 ASEAN 特別首脳会議の際に、タスクフォース会合の作業状況を日タイ両国首脳に報告し、交渉開始に合意し、これを踏まえ、2004年２月に交渉を開始し、現在交渉中である。

タイ側関心事項は、鶏肉、でん粉等農産品の関税撤廃、食品衛生・動植物検疫分野における協力、タイ人マッサージ師・料理人等の日本への受け入れであり、日本側関心事項は高関税品目（自動車、自動車部品等）の関税撤廃、投資ルール（内国民待遇、最恵国待遇等）の策定である。

⑷　韓国

2000年９月の首脳会談での合意を受けて日韓 FTA ビジネスフォーラムが設置され、2002年１月、同フォーラムは FTA 締結への努力を期待する旨の共同宣言文を両国首脳に提出した。その後、2002年３月の首脳会談での合意を受けて日韓 FTA に関する産学官研究会が設置され、同年７月以降計８回の会合を開催した。2003年10月２日、第８回会合において報告書を作成し公表した。

2003年10月20日の首脳会談において、2003年中に協定締結交渉を開始し2005年内に実質的に交渉を終えることを目標とすることが合意され、これを踏まえ、同年12月22日に交渉開始し、現在交渉中である。2004年７月及び

12月に開催された日韓首脳会談においては、2005年内の実質的交渉終了を目指すことが改めて確認された。

韓国側は関税・非関税障壁の撤廃、日韓中小企業間の技術移転および短期滞在査証の免除に関心があり、日本側は関税・非関税障壁の撤廃、韓国におけるビジネス環境の整備、知的財産権侵害物品の取締強化に関心がある。

⑸ ASEAN

2005年４月よりASEAN全体（シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの10カ国）との交渉を開始する予定である。（2002年１月に小泉総理が「日ASEAN包括的経済連携構想」を発表、その後、2003年10月に首脳間で合意された「日ASEAN包括的経済連携の枠組み」を踏まえ４回の協議を開催した。2004年11月の日ASEAN首脳会議において、2005年４月の交渉開始に合意した。）

ASEAN全体とのEPAは、日本とASEANの経済統合を強化するために、物品及びサービスの貿易を斬新的に自由化・円滑化すると共に、透明かつ自由な投資制度を整備することを主な目的とするものである。日ASEAN域内のすべての国の間であらゆる方向の貿易について物の貿易に関する障壁を削減・撤廃することにより、シンガポールやタイ等との二国間EPAを補完し、面としての自由貿易地域を創設することを目指している。

現在、日本企業が日ASEAN域内での分業を進めていることから、ASEAN全体とのEPAの締結により、域内取引コストの削減や生産拠点の最適配置による競争力の強化が見込まれ、高い経済効果が期待されている。

⑹ インドネシア

2003年６月の首脳会談において、二国間の経済連携協定の可能性を模索すべく、両国政府の実務者が作業を行うことが合意され、同年９月及び12月に政府間で予備協議を開催した。

2005年１月より、日インドネシア二国間での経済連携協定の必要性の有無等について検討すべく共同検討グループを開催した。

インドネシア側関心事項は農林水産品の関税撤廃、人の移動、基準認証であり、日本側関心事項は高関税品目の関税撤廃、投資環境の整備である。

⑺ チリ

2004年11月の日チリ首脳会談において、両国間でFTA／EPAの締結の可能性について検討するため、両国の産学官からなる「共同研究会」を立ち上げることについて合意されたのを受け、本年１月31日から２月１日にかけて第１回研究会が東京で開催された。今後は３ヶ月に一度を目処に研究会を開催する予定であり、第２回研究会は４月下旬にサンチアゴで開催予定である。

6．最後に

現在、複数の国との経済連携協定交渉・検討が同時並行的に進められているが、各国との経済連携協定締結により両国の経済関係の緊密化が図られ、両国国民が協定の利益を享受できるような協定にすべく、今後とも最大限努力していきたい。また、各国との経済連携協定発効後においては、税関における協定に基づく関税率、原産地の適正かつ迅速な適用に努めることも協定の効果的な実施の観点で極めて重要であると考える。

（本稿における意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。）